

2025 年 11 月

1. 12 月決算会社における国別報告制度（CBCR）に関する提出期限自動延長

2025 年 11 月 18 日、オーストラリア国税庁（Australian Taxation Office : ATO）は、2024 年 12 月決算会社に係る国別報告制度（Country-by-Country reporting : CBCR）の提出書類（注 1）に関して、本来の提出期限である 2025 年 12 月 31 日から **2026 年 1 月 30 日に延長**することを発表しました。これは、年末休暇（クリスマス）期間に配慮されたもので、昨年度と同様の措置となります。この期限延長は**自動的に適用**され、会社側から延長申請を行う必要はありません。

（注 1）ローカルファイル（Local file）、マスターファイル（Master file）及び国別報告書（CBC report）

2. クリスマスパティー等におけるフリンジベネフィット税（FBT）の免除

47%と高い税率が課されるフリンジベネフィット税（FBT）ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等における FBT の免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合に FBT が免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」（注 2）を採用していない場合、以下の条件を充たせば **FBT が免除**となります。
 - クリスマスパティーの飲食に係る費用であること
 - **営業日**に提供されていること
 - **事業敷地内**で提供されていること
 - **現在の従業員**に対して提供されていること（従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません）
- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員 **1 人当たり 300 豪ドル未満**の場合は、所定の条件を充たすことで **FBT を少額免除**することができる可能性が

あります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この 300 豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。

- なお、FBT の対象とならなかったクリスマスパーティーに係る費用については、雇用主において法人税法上の**損金に算入することはできません**。

(注 2) FBT 年度中（毎年 4 月～翌年 3 月の 1 年間）における全ての接待飲食費（従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず）の 50%を課税対象額とする方法

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。